

キラッとキッズ保育園

重要事項説明書

保育の提供にあたり、当施設が説明すべき内容は次のとおりです。

1 運営主体

名称	株式会社キラッと
所在地	小牧市新町3丁目297番地
電話番号	0568-65-9002
代表者名	施設長 松野 枝美果

2 利用施設

施設の種類	小規模保育事業所 A 型
施設の名称	キラッとキッズ保育園
施設の所在地	小牧市新町3丁目297番地
連絡先(TEL&FAX)	0568-43-2339
管理者	園長 藤田 素子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の幼・保育園未就園児
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 10人 満1歳未満の児童 2人
開設年月日	平成27年4月1日

3 事業所の目的・運営方針

キラッとキッズ保育園(以下当園という)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1) 安心して預けられる託児

保護者とともに子どもの成長の喜びを共有できるようにします。子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力が向上していくよう、適切に支援することを心がけます。

(2) 安全な託児

子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境づくりをします。子どもが自発的、意欲的にかかわれるように安全に留意した環境を構成し、子どもの主体的な活動や子どもと相互のかかわりが十分にできるようにします。

(3) 健やかな子どもたちを育める託児

子どもの発達について理解し、ひとりひとりの発達に応じた保育を展開します。子どもの発達状況や家庭環境及び地域での生活実態を把握し、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの思いや願いを受け止めるようにしていきます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	99.36㎡
	園庭	なし 町口公園を屋外における保育活動の場として使用します
園舎	構造	重量鉄骨造カラーベスト葺2階建て
	延べ床面積	49.68㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	1室	1階
調理室	1室	2階 調乳設備を含む
トイレ	1室	1階 幼児用トイレ2台 手洗い場

5 職員の職種・員数及び職務の内容

職種	員数	備考	職務の内容
施設長	1	常勤	園務を司り、所属職員を監督する
管理者専従 兼園長	1	常勤	施設長を助けるとともに、園務の一部を整理し、園児の保育を行う
保育士	10	常勤・非常勤	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う
調理員	2	非常勤	給食、おやつ等を調理する

※当園では「小牧市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月1日小牧市条例第30号)」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の移動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
管理者	勤務時間帯 8:00 ~ 18:30
保育士	勤務時間帯 7:30 ~ 16:30 8:00 ~ 17:00 9:30 ~ 18:30 ※シフト制
調理員	勤務時間 8:30 ~ 14:30

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日・提供しない日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

また、日曜・祝日の保育は小牧市内の指定された保育園にて受けることが可能です。

希望される方は利用日の1か月前までにキラッとに申し込み下さい。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る教育・保育給付認定証を市町村から交付されている方は、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る教育・保育給付認定証を市町村から交付されている方は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により、保育が必要になった場合は、7時30分から8時30分、16時30分から18時30分までの範囲内で延長保育を提供致します。延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払頂く通常の保育料の他に、別途下記利用者負担が必要となります。

・朝延長	7:30 ~ 8:30	1時間	1000円
・夕延長	16:30 ~ 17:30	1時間	1000円
	17:30 ~ 18:30	1時間	1000円

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において保育を提供します。

(2) 保育内レッスンの提供

設定保育を計画し、毎日の保育で活動していきます。製作、絵画、粘土遊び、体操遊び、散歩、楽器遊び、リトミックなど、季節のものを取り入れながら取り組みます。また、講師を招いてのレッスンとしては英語を月に1度行っています。これらにかかる費用はすべて保育料に含まれています。

当日の病欠、自己都合での欠席においての個人的な振替レッスンはありません。

(3) 室内 web カメラの導入

当園では防犯・安全の管理のため web カメラを設置しています。これを保護者の皆さまには時間を限定して保育の様子をご覧いただけます。入園時に個々に設定されたパスワードをお知らせしますのでご利用下さい。

(4) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	個々の生活リズムにて授乳を行う
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	個々の生活リズムにて授乳を行う
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※毎月1度避難訓練を行う日はお弁当と水筒を用意して頂きます。

※食物アレルギーに関しては生活管理指導表を提出の上、医師の指示に従い対応していきます。

9 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

当園は、保護者から、保育サービスの対価として、次のとおり利用者負担額の支払いを受けるものとします。

- (1) 基本利用料 月額 小牧市が保護者及び事業者宛てに通知した額
- (2) 延長保育料
 朝延長（７：３０～８：３０）１,０００円／時
 夕延長（１６：３０～１８：３０）１,０００円／時
- (3) 便宜に要する費用
 当園が第３条２項及び「入園のしおり（重要事項説明書）」に定める保育を提供するにあたり、必要な物品の購入や行事への参加費（例：カラー帽子、出席シール、夏祭り参加費、参観日の給食費等）及び衛生管理費等に係る実費をお支払いいただきます。

１０ 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 教育・保育給付認定を受けた保護者で、現に監護している乳児・幼児について保育の利用をしようとする者は、保育利用申込書を当該保護者の住所地の市町村の長に提出するものとします。
- (2) 保育の利用申し込みのあった乳児・幼児の数が事業所の定員を超える場合にあっては、小牧市長が定める基準により調整を行うものとします。
- (3) 当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。
 - ① 園児が満３歳に達した時(ただし満３歳に達した年度の３月３１日までは保育を提供いたします)。
 - ② 園児の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時。
 - ③ 保育料を２ヶ月以上滞納した時。
 - ④ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じた時。

１１ 嘱託医

当園は以下の医療機関を嘱託医としています。

医療機関の名称	しんばらこどもクリニック
医院長名	新原 光喜
所在地	小牧市小牧原新田字南原 １８２８-１
電話番号	０５６８-７４-４１５０

医療機関の名称	アキデンタルクリニック
医院長名	伊藤 彰英
所在地	小牧市桜井本町１３９番地
電話番号	０５６８-７１-８８００

1.2 緊急時の対応

託児保育中の園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関および緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.3 苦情に関する相談窓口

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では利用者からの相談に適切に対応するため窓口を設置しています。本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたします。

1.苦情解決責任者	施設長 松野 枝美果
2.苦情受付担当者	園長 藤田 素子 0568-43-2339
3.第三者委員	弁護士 乾 亮平 052-485-7188

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします
防災設備	火災報知器 消火器(2台) 誘導灯 非常用電源 カーテン・敷物などの防災処理
避難・消火訓練	毎月1回以上実施します
第一避難場所 第二避難場所	小牧市立小牧小学校 小牧市市民会館

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	エース損害保険株式会社
保健の種類	所有者・家主・借家人賠償責任保険
賠償責任	対人: 1名につき 5000万円 1事故につき 1億円 対物: 1事故につき 500万円

1.6 虐待の防止のための措置に関する事項

本事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

17 当園におけるその他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 利用者の信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動および営利活動はご遠慮下さい。